

兵庫県政に対する要望について

尼崎市

令和8年10月

【要望に当たって】

尼崎市市政推進に当たって、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

尼崎市においては、第6次総合計画の下、ファミリー世帯の定住・転入促進策の抜本的強化など、尼崎の長期的な成長に向けた骨太の取組を進めてきました。その成果として、近年は社会動態の増加が継続しており、加えて、令和7年度においては人口の増加や、市民意識調査における「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合が過去最高の数値を記録するなど、着実にまちの成長とイメージの向上に繋がってきています。

こうした前向きな流れを更に加速させ、選ばれるまちであり続けるためにも、各種施策を着実に実行・実現し、誰もが希望を持って働き、安心して自分らしく暮らし、次の世代を育てることができる持続可能なまちづくりを進め、「豊かな」尼崎の実現に取り組んでいきたいと考えています。

これらの取組に対し、特段の配慮をお願いいたしたく、兵庫県政に対する要望をいたしますので、御高配賜りますようお願いいたします。

尼崎市長 松本 真

【要望項目】

重点要望項目

- 1 尼崎臨海部・南部地域における産業・物流・交流拠点の形成及び活性化について 6
- 2 尼崎市内における道路の課題について 8
- 3 子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた取組について 10
- 4 県事業見直しに係る早期の情報提供及び周知期間の確保について 11
- 5 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の教職員配置について 13

一般要望項目

- 6 臨海部の路上駐車対策について 14
- 7 高校の特色化・魅力化に向けた取組及びそれらを担う教員の確保・配置について 15
- 8 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援の拡充について 16
- 9 学校における教職員体制の充実等について 18
- 10 朝鮮学校への助成について 20

重点要望項目

1 尼崎臨海部・南部地域における産業・物流・交流拠点の形成及び活性化について

<要望事項>

- (1) 令和6年12月に尼崎西宮芦屋港港湾計画に位置付けられた末広地区におけるRORO船ターミナル及び東海岸町地区と末広地区を結ぶふ頭間連絡道路について、早期事業化を図ること。
- (2) イノベーション創出に資する施策の展開に関して、引き続き連携・協力を図るとともに、フェニックス事業用地の分譲及び利活用については、尼崎市企業立地方針の趣旨及び本市のイノベーション施策を考慮した戦略的な用地利活用を図ること。
- (3) 尼崎の森中央緑地第3工区について、「尼崎の森中央緑地整備計画」に基づき、海辺の風景と森が一体となった空間の実現に向け、早期に完成・供用開始するとともに、尼崎のびのび公園におけるみなと緑地PPPを活用したにぎわい創出の取組を円滑に推進し、ふ頭間連絡道路によるアクセス向上の効果も生かしながら、尼崎の森中央緑地及び運河域における取組と連携した、臨海部の新たな交流拠点の形成を図ること。

<説 明>

(1) 尼崎西宮芦屋港におけるRORO船ターミナル、ふ頭間連絡道路の早期整備について

令和6年12月に兵庫県において改訂された尼崎西宮芦屋港港湾計画（以下「港湾計画」という。）について、末広地区でのRORO船ターミナルの整備や、東海岸町地区と末広地区を結ぶふ頭間連絡道路整備が位置づけられており、兵庫県や地元関連事業者と連携しながら、早期事業化に関する国への要望に向け、RORO船ターミナル視察や意見交換会を重ねている。

現在、兵庫県によりフェニックス事業用地（東海岸町沖地区）の産業系事業者及び港湾関連事業者向け分譲が進められており、今後、尼崎港における物流・産業機能のさらなる集積と利活用の促進が期待される。このような機会を着実に生かし、尼崎臨海部及び南部地域を、物流、産業、交流及びイノベーションが相乗的に発展する拠点として形成していくためには、港湾機能の強化、交通アクセスの向上、戦略的な企業立地及び地域企業の成長支援を一体的に進めることが重要であり、RORO船ターミナルの整備やふ頭間連絡道路の整備について、早期事業化をお願いしたい。

(2) 地域企業・スタートアップ等の共創及びフェニックス事業用地の活用に係る新たな産業集積について

本市では、企業誘致及び市内企業による事業の高度化に向けた設備投資の促進

に関する基本的な考え方として、令和6年12月に「尼崎市企業立地方針」を策定した。同方針に掲げる成長産業やスタートアップ企業の誘致を積極的に進めるとともに、市内のイノベーション創出を支援するコンソーシアム「オープンイノベーションコア尼崎（OIC）」において、令和8年4月、阪神尼崎駅エリアにオープンイノベーション拠点「ARKade」を開設した。

今後は、ARKadeを拠点として、イノベーションを主題とするセミナー、ピッチイベント、伴走支援プログラム等を集中的に展開し、地域企業における新規事業の創出、DXや組織改革の推進、起業家及びスタートアップの創出・成長を加速させていく方針としている。

フェニックス事業用地の利活用にあたっては、こうした本市の企業立地方針及びイノベーション支援施策との連動を図り、新たな産業集積と地域企業・スタートアップ等の共創につなげていくことが重要であることから、引き続きの連携・協力をお願いしたい。

(3) 尼崎西宮芦屋港における港湾緑地の早期整備について

尼崎21世紀の森構想は、本市の未来に向けた重要なまちづくりの柱であり、本市は、環境体験学習やイベントの実施を通じて兵庫県と協力し、都市部にありながら自然を実感できる貴重な場所を育み、地域の活性化に取り組んできた。港湾の物流・産業機能の強化と併せ、緑地や水辺空間を生かした交流・にぎわいの創出を進めることは、臨海部の魅力を高め、企業立地、来訪・交流及び地域の活性化を支える重要な取組である。こうしたことから、本市臨海部の港湾緑地について次の2点をお願いしたい。

尼崎の森中央緑地第3工区は、海辺の風景と森が一体となった空間の実現に欠かせない区域であり、「尼崎の森中央緑地整備計画」に基づく早期の完成・供用開始をお願いしたい。

また、県が港湾緑地として整備された尼崎のびのび公園については、現在みなと緑地PPPを活用したにぎわい創出の取組が進められており、ふ頭間連絡道路によるアクセス向上ともあいまって臨海部の新たな交流拠点となることが期待されるため、尼崎の森中央緑地や運河域における取組との連携を図りながら、円滑な事業推進をお願いしたい。

2 ニ崎市市内における道路の課題について

<要望事項>

- (1) ニ崎市市内における街路事業について、確実な予算配分を行うこと。また、県施行街路事業である尼崎宝塚線・尼崎伊丹線について、予算の優先配分と各年度における予算の平準化に配慮すること。さらに、尼崎伊丹線について、「阪神尼崎南工区」の早期事業化を行うこと。
- (2) 山手幹線に接続する三国塚口線の早期事業化に向けた大阪府との協議を継続的に行うこと。
- (3) 一般県道西宮豊中線の守部踏切について、安全対策を行うこと。

<説 明>

(1) ニ崎市市内における街路事業

現在事業中の県施行街路事業である尼崎宝塚線（阪急立体工区）・尼崎伊丹線（阪神尼崎北工区）は緊急輸送道路の整備及び渋滞緩和に寄与することから、計画的な事業推進に必要な予算額の優先配分をお願いするとともに、各年度における予算の平準化にもご配慮をお願いしたい。

尼崎伊丹線の「阪神尼崎南工区」については、用地買収の件数も多く、用地取得に相当の期間を要することが考えられるうえ、「阪神尼崎北工区」と併せて整備することで更なる整備効果が期待できるため、ひょうごインフラ整備プログラムに記載の通り令和10年度までの事業化をお願いしたい。

(2) 山手幹線の大阪方面への延伸の早期整備

山手幹線は、平成19年3月に戸ノ内工区までの整備が完了しているが、大阪府境で三国塚口線との接続が出来ていないことから、国道2号、国道43号を補完する東西主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況である。

大阪府の三国塚口線の府県境未着手工区は、「大阪府都市整備中期計画（R3.3）」において、令和12年度までに事業着手する路線として位置付けられている。大阪府、豊中市、阪急電鉄との覚書締結により、着手条件を満たしたため、現在、都市計画変更に向けた手続きを進められている。

災害時における、緊急医療・緊急物資の円滑な輸送の確保及び、阪神間の交通ネットワーク強化のため、山手幹線の大阪方面への延伸の早期整備について引き続き大阪府との協議をお願いしたい。

また、府県境の道路整備については地域住民への影響が大きく、また関心も高いことから、本市及び地元との協議調整も併せてお願いしたい。

(3) 守部踏切の安全対策

一般県道西宮豊中線と阪急電鉄神戸線との交差部に位置する守部踏切は、前後区間の道路幅員と比べ、踏切道の幅員が狭小であり、自動車や自転車、歩行者がふくそうするため、危険な状況にあり、地域住民からも守部踏切の安全対策に関する要望の声をいただいている。

また、阪急武庫川橋りょうにおいて、令和 13 年度末には新たな鉄道駅の開業を予定している。尼崎市としては、開業に伴う周辺道路にかかる交通負荷を転換・分散させるような施策の検討を進めているものの、周辺に位置する守部踏切において新たな交通需要が加わることも予想されるところである。

以上の状況を踏まえ、守部踏切における安全対策について、縣市連携しながらの対応検討を引き続きお願いしたい。

3 子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた取組について

<要望事項>

尼崎市が目指す子育て世帯の定住・転入に資する良好な住環境の形成に向けて、尼崎市住環境アドバイザーボードへの引き続きの参画をはじめ、その検討に関する情報共有を密に行うこと。

また、令和6年度から実施している住宅施策に係る共同事業については、事業効果が確認できており、令和9年度以降も継続発展させて取り組んでいきたいと考えているため、引き続き確実な予算確保と県補助上限額の維持をするとともに、事業の方向性の検討について連携をすること。

さらに、県営住宅と市営住宅の跡地の共同活用をはじめ、兵庫県と尼崎市がそれぞれ検討を進める施策の方向性及び講じようとする手法において連携をすること。

<説 明>

尼崎市では子育て世帯の転出超過が課題となっており、令和6年1月には「子育て世帯の定住・転入に向けた良好な住環境形成のための住宅施策パッケージ」を策定し、子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた施策を推進している。この住宅施策パッケージは令和5年度に設置した「尼崎市住環境アドバイザーボード」での意見を踏まえて策定したものであり、兵庫県においては「尼崎市住環境アドバイザーボード」への引き続きの参画等を通じた情報共有を密に行うことをお願いしたい。

また、尼崎市は4年連続転入超過という実績に表れているように、関西圏の主要都市と直結し、他府県からの転入時にも選択肢に上がりやすい優れた立地条件など「住む」場所としての評価が高まっていると考えており、令和6年度から兵庫県と共同で実施している子育て世帯向けの住宅取得等支援事業についても、今年度が事業実施3年目を迎え、事業効果の検証を行う中で、子育て住宅促進区域内におけるファミリー向けの質の高い住宅の着工割合の増加等、効果が確認できている。具体的な令和7年度の事業実績としては、民間賃貸住宅住替え費用補助事業が216件、新築・中古戸建て住宅取得補助事業が40件（新築33件、中古7件）に達しており、定住・転入促進に大きく寄与している。

こうした流れを令和9年度以降も継続発展させるため、「住宅施策パッケージ」をアップデートして取り組んでいきたいと考えており、引き続き確実な予算確保と県補助上限額の維持について、ご配慮をお願いするとともに、連携して事業の方向性について検討を進めていきたい。

さらに、県営住宅と市営住宅の跡地の共同活用をはじめ、兵庫県と尼崎市が進める住宅施策の方向性や講じようとする手法を検討する際には、高いブランド力を有する民間活力の導入を視野に入れ、良質で付加価値の高い街区形成、および住宅地としてのクオリティ向上を牽引する活用となるよう十分に連携をすることをお願いしたい。

4 県事業見直しに係る早期の情報提供及び周知期間の確保について

<要望事項>

- (1) 兵庫県が実施する事業の見直しにあたっては、県民生活及び県内事業者への影響を低減するため、検討段階から各市町と密に連携しながら進めるとともに、県・市長会・町村会政策懇話会等における「県政改革方針に基づく事務事業のあり方検討結果」や「市町関連事業」等の情報提供について、各市町の予算編成に適切に反映するため提供時期を早めること。
- (2) 市町関連事業における改革等の見直しを行う際には、見直し内容の周知、関係者等との調整及び必要な準備に支障を来すことのないよう、実施までに十分な周知・準備期間を確保すること。
- (3) 見直しに至った経緯や内容について、県として県民への説明責任を十分に果たすこと。

<説 明>

(1) 県事業見直しに係る早期の情報提供

尼崎市では、年度上半期に前年度の成果や課題、今後の方向性を整理した上で、10月から12月にかけて次年度予算の編成作業を進めている。

一方、兵庫県事業に関する市町関連事業の情報提供は、例年、12月上旬の「県・市長会・町村会政策懇話会」における暫定的な説明の後、1月中旬の「県・市町懇話会」で正式に示されるスケジュールになっている。このため、県事業の見直し内容によっては、本市の予算編成過程に十分反映することが難しい状況が生じている。

以上を踏まえ、各市町の事業実施や財政運営に影響を及ぼす市町関連事業の見直し等については、各市町が必要な検討・調整を行えるよう、可能な限り早期に情報提供いただきたい。

(2) 県事業見直しに係る周知期間の確保

県が実施する市町関連事業の改革や見直しは、各市町の予算編成、事業計画及び県民生活等に影響を及ぼすものである。このため、見直しの実施に当たっては、各市町が必要な準備や調整を円滑に進められるよう、県民等への十分な周知期間を確保することが必要となる。

また、見直しの内容によっては、地域の実情や現場運用を踏まえた対応が求められることから、見直しの検討段階から県と各市町が緊密に連携し、具体的な内容について十分に協議することが必要となる。

以上を踏まえ、県事業の見直しに際しては、各市町に対する丁寧な周知及び必要な準備期間の確保を図るとともに、各市町との連携強化に努められたい。

(3) 県事業見直しに係る説明責任の履行

県事業の見直しによって県民生活に直接影響を及ぼす場合や市町の事業が縮小または廃止される場合があることから、県が主体的に見直しに至った経緯や内容等について説明を行い、県民の理解を得るための十分な説明責任を果たす必要がある。こうした説明責任を果たすことで、県と市が連携して地域住民に信頼される行政運営を実現することが可能となる。

以上を踏まえ、県事業の見直しに際しては、県としての説明責任を果たし、地域住民への十分な情報提供を行うとともに、各市町との連携を強化していただきたい。

重点要望項目

5 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の教職員配置について

<要望事項>

学びの多様化学校の運営を円滑に進めるために、不登校担当教員、生徒指導担当教員、児童生徒支援教員等や学びの多様化学校に特化した加配について国に要望し、国からの措置は確実に配当するとともに、スクールカウンセラー等の支援スタッフの配置の充実も含め、県独自の加配措置を図ること。

<説 明>

尼崎市では、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、多様性を尊重する学びの場を整備するため、兵庫県下の公立校では初となる学校型（本校型）の学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）「尼崎市立尼崎琴葉中学校」を令和8年4月に開校した。同校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成し、「こどもセンタードの視点に立ち、地域や社会、そして未来とのつながりのなか、一人ひとりが最大限のウェルビーイングの向上を実現できる場所」を基本理念とする学校である。

開校初年度である本年度、貴県において特に手厚い加配措置を講じていただいたことにより、同校は円滑な立ち上げを行い、順調なスタートを切ることができた。在籍生徒の出席率は、原籍校での昨年度の年間平均約 20.7%に対し、本年度4月から6月の平均は約 65.1%と大幅に改善しており、家庭訪問や日々の家庭連携を含めた個別の伴走支援が成果を挙げている。これは、教職員が生徒一人ひとりに向き合える人員体制があって初めて実現したものであり、加配措置の効果が明確に現れたものと受け止めている。

一方で、同校の運営には、なお克服すべき課題がある。第一に、5月・6月の出席率は4月より低下しており、生徒の状態には波があることから、きめ細やかな見守りを継続する必要がある。第二に、同校は全校生徒 40 名程度・3学級規模の学校であり、標準法に基づく教職員の配当のみでは、不登校に関連した学力的な課題や家庭の問題等、生徒それぞれの多様な教育的ニーズに対応することは困難である。第三に、同校は本市全体の学びの多様化を推進するフラッグシップ校として、児童生徒理解や授業・学習評価の在り方等の研究、市内教職員への研修等、市全体への還元機能も担っている。なお、本市の不登校児童生徒数は小・中学校ともに全国より高い割合で推移しており、次年度の入・転学に係る保護者説明会には約 70 家庭が出席するなど、同校に寄せられる期待とニーズは高い。

これらのことから、貴県においては、既存の学校分から捻出することなく、不登校担当教員、生徒指導担当教員、児童生徒支援教員等や学びの多様化学校に特化した加配を行うことができるよう国へ強く要望を行い、国から措置があった場合は確実に学びの多様化学校に対して配当を行っていただきたい。あわせて、スクールカウンセラー等の支援スタッフの配置の充実も含め、本年度と同様の手厚い兵庫県独自の加配措置を、引き続き講じていただきたい。

6 臨海部の路上駐車対策について

<要望事項>

臨海部の路上駐車について、以下の項目のとおり、協力して対策を進めること。

- ・ 警察や道路管理者（県・市）との連携強化による取締りの継続
- ・ トラック協会等、関係団体への働きかけの推進
- ・ 長期的・抜本的な対策の検討
- ・ 県・警察・市による協議への積極的な参画

<説 明>

本市南部臨海地区では、阪神高速道路をはじめとする交通利便性の高さから、物流施設の進出が著しく進んでいる。その結果、周辺の県道や市道にてトラックの荷積み待ち・荷下ろし待ち・休憩等による長時間の路上駐車が常態化し、一般車両の円滑な通行が妨げられるとともに、ゴミのポイ捨て、アイドリングによる周辺環境への悪影響も生じているのが現状である。

道路管理者（県・市）の対応だけでは、抜本的な解決に至るまで時間を要することから、交通管理者である警察との合同パトロールを実施したところ、駐車違反での検挙もあり、一定の効果が確認された。その際に、路上駐車トラックを対象として継続的にアンケート調査による実態の把握を行った結果、市外から来て市外へ向かう途中に本市で休憩しているトラックも一定数存在することが明らかとなった。

更に、今年度からは国土交通省（トラック G メン）との連携による対策の強化を進めているところである。

こうしたことから、これらの取組は本市のみを対象としたものではなく、広域的な課題として捉え、兵庫県の協力のもと、継続的かつ効果的な対策を行う必要があると認識しており、引き続き上記要望事項の取組について、積極的な連携をご検討いただき、ご協力をお願いしたい。

7 高校の特色化・魅力化に向けた取組及びそれらを担う教員の確保・配置について

<要望事項>

兵庫県内の高校全体の特色化・魅力化に向けて、抜本的な対応策の検討を行い、実効性のある取組を実施すること。

特に、尼崎市については、市立高校も県立高校の一つとしてみなし、年齢構成・退職動向も見据えた正規の教員の採用強化や、これまで以上に、正規の教員の割当てと県市間交流を推進すること。

<説 明>

尼崎市には市立高校が3校あり、普通科（特色選抜有）のほか兵庫県内の公立高校で2校のみの体育科がある市立尼崎高校、普通科（特色選抜有）・工業科（ものづくり機械科・電気情報科）・商業科（商業学科）を併せ持つ市立尼崎双星高校、普通科の中に普通・機械・電気・商業の各系列を設けている定時制の課程の市立琴ノ浦高校と、それぞれの特徴に基づいて、県立高校と同様に地域の人材育成や活性化のための重要な役割を担っている。

そうした中、少子化はもとより、国の高等学校等の授業料支援制度や大阪府の私立高等学校等の授業料無償化制度により、兵庫県内の公立高校ないし私立高校の競争力低下が懸念されており、については、多様な高校教育環境が失われることがないように、兵庫県のリーダーシップのもと、県立高校の対応はもとより、市立高校と私立高校も含めた兵庫県内の高校全体の特色化・魅力化に向けて、抜本的な対応策の検討を行い、実効性のある取組の実施をお願いしたい。

また、社会環境が大きく変化する中、それぞれの高校が更に特色を発揮し、魅力を高めていくためには、特に、それらを担う正規の教員が欠かせないところであるが、尼崎市の市立高校については、正規の教員の確保・配置が大きな課題となっている。

教員の確保については、尼崎市の市立高校にあっては、正規の教員（再任用の教員を含む）の平均年齢が約50歳であり、また、臨時の教員の割合が3分の1を超えるなど、特色化・魅力化のためはもとより、持続可能な組織体制の観点においても課題がある状態であり、そのため、市立高校の年齢構成・退職動向も見据えた正規の教員の採用強化をお願いしたい。

教員の配置については、尼崎市の市立高校においても、職務経験を豊かにし、資質の向上を図ることなどを目的に配置換えを行っているところであるが、全日制の課程2校及び定時制の課程1校の市立高校間並びに教育委員会事務局の指導主事等との人事交流のみで調整を進めることは難しく、については、組織の活性化を図るために、これまで以上に、兵庫県の選考試験で合格した正規の教員の割当てと市立高校配置後の県市間交流の推進をお願いしたい。

8 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援の拡充について

<要望事項>

- (1) アスベストによる健康被害に対し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築及び健康被害救済制度の更なる充実について、国に要望すること。
- (2) アスベスト問題を風化させることのないよう、次世代へ継承するための取組に対し、県による支援を行うこと。
- (3) 解体予定のない継続的に利用する建築物について、アスベスト除去等の取組促進に向け、県の補助制度の創設を行うとともに、国に対して補助制度の拡充の働き掛けを行うこと。

<説 明>

(1) アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等

平成 17 年 6 月の「クボタショック」以来、アスベストによる健康被害を受けた多くの方々を支える尼崎市においては、市内はもとより、全国どこに居住していたとしてもアスベストばく露歴がある方が等しくアスベスト検診を受診できるよう、これまで、多くの自治体と連携し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築を推進めるよう国に対して要望を行ってきた。

また、アスベスト被害を受けた方々の内、特に現役世代やそのご家族が安心して生活できるよう、生活実態を踏まえた救済給付内容の充実を求める声が多く寄せられていることを受け、年齢別に一律、一定額を月の療養手当に上乗せする支給制度や年金制度の創設など救済制度の更なる充実に関する要望を併せて行ってきた。

しかしながら、いずれについても実現には至っていない現状を踏まえ、アスベストによる健康被害を受けた多くの方々を支える県からも国に対して強く要望することをお願いしたい。

(2) アスベスト問題を風化させない取組

尼崎市における中皮腫による死亡者数は、これまで毎年 30 人前後で推移しており、令和 6 年は 22 人と若干の減少となったものの、石綿による健康被害は依然として続いている状況である。これは、アスベストによる健康被害が決して過去の問題として片づけることはできないものであることを示している。多くの市民がアスベストによる甚大な健康被害を受けた尼崎市にとって、現在も引き続き発生している健康被害の事実やアスベストに係る諸問題を正しく次の世代に継承していくことは、極めて重要な責務だと考えている。

アスベスト問題を風化させない取組の一つとして、尼崎市では、アスベストの患者会と協力し、市内十数か所でアスベスト写真展を毎年開催している。これは、アスベストによる健康被害を受けた患者及び家族がどのような状況下に置かれたの

か、そのような中でも「生きる」ためにどのような活動を行ってこられたのか、そして、日常と隣り合わせにあるアスベストの危険性を写真パネルで表現し、それを見た方にアスベストについて考えてもらおうという取組である。現在はこうした取組をさらに充実させるため、アスベスト患者会が検討しているアスベストに係る資料等の常設展示に向けた伴走支援を行っているところである。

兵庫県においても、このような状況を踏まえ、アスベスト問題を風化させない取組に向けた、ご支援をお願いしたい。

(3) 民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援の拡充

解体予定のない継続的に利用する建築物においてアスベストの除去等の促進を図るために、尼崎市では、国による社会資本整備総合交付金の兵庫県住宅・建築物安全ストック整備計画（防災・安全）（第4期）における民間建築物に対するアスベスト含有調査等・除去等に関する事業（以下「国補助」という。）を活用し、民間建築物に施工されている吹付けアスベストの除去等の費用の一部を補助しているところである。

これまでの実績としては、調査が16件、除去等が9件にとどまり、アスベスト調査台帳で整備をしている1,000㎡以上の民間建築物で「吹付けアスベスト等が施工され対策が未済のもの」が5棟存在している。

こうした現状を鑑みると、県のいうアドバイザー派遣の支援だけでは、事業者におけるアスベスト除去等に係る必要経費の負担軽減にはならず、実効ある制度とするためには、事業者の実質的な経費の負担軽減が図られる必要があると考える。

したがって、解体予定のない継続的に利用する建築物のアスベスト除去に係る県の補助制度を創設するとともに、国に対して国補助の拡充の働き掛けを行うことの協力をお願いしたい。

9 学校における教職員体制の充実等について

<要望事項>

- (1) 新任教員の配置方法や特別支援教育における教職員の充実、ならびに新規採用職員数の適切な配置について、兵庫県として柔軟かつ適切に対応すること。また、任用ルールの弾力的な運用を行うとともに、市立高等学校への計画的・継続的な正規教員の配置を行うこと。
- (2) 個に応じた学習支援や生徒支援、不登校支援等、一人ひとりの児童生徒や保護者に寄り添った支援ができる加配教員の一層の増員を行うこと。
- (3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）では定数に含まれていない特別支援教育コーディネーターの専任教員が配置されるよう、国へ改善の働き掛けを行うこと。

<説 明>

(1) 教員の欠員状況解消等に向けた取組

全国的な教員志望者の減少により、本市においても年度当初の欠員や年度途中の産休・育休取得者の代替教員確保が困難となっている。募集チラシの配布やハローワーク、求人サイトの活用などに努めているが、欠員補充には至っていない。そこで年度途中の産休や育休取得者に対しては、期限を定めず、年度内に取得することが判明した時点でその年度内は代替教員を配置可能にするなど、任用ルールの弾力的な運用を行うことをお願いしたい。

また、市立高等学校では臨時講師の割合が高く、将来を担う人材育成にも課題がある。このため、教員確保に向けたさらなる方策を講じるとともに、市立高等学校への計画的・継続的な正規教員配置をお願いしたい。

また、新任教員については、学級経営や保護者対応等の負担が大きく、段階的な力量形成を図れる環境整備が必要であることから、担任に限らず、学校の状況や本人の適性に応じて教科担当や副担任として配置できるよう、柔軟な運用をお願いしたい。

さらに、通級指導や特別支援教育では、再任用教員や臨時教員の中にも十分対応可能な人材がいることから、正規教員に限らず配置できるよう、配置基準の見直しをお願いしたい。

加えて、新任教員の任用数が必要数を満たしておらず、特に中学校で深刻な人員不足が生じているため、市教育委員会が求める必要数に応じた新規採用教員の配置について、特段の配慮をお願いしたい。

(2) 教員加配による教育体制の充実

小学校においては、昨年度35人学級が完了し、「兵庫型学習システム」の推進により、教科指導の充実や教員の負担軽減が図られている。一方、中学校においても、今年度より段階的に35人学級の開始となり、小学校と同様の効果が期待さ

れている。

また、尼崎市においては、きめ細やかな支援及び一人ひとりに応じた支援を実現するために、県の施策を活用するとともに、市費にて、特別支援教育支援員や学習支援員等の会計年度任用職員や有償ボランティアを各学校に配置し、支援が必要な児童生徒への支援体制の充実を図っている。

小中学校においては、個々の児童生徒が抱える課題は多様化していることから、個に応じた学習支援や生徒支援や不登校支援等、一人ひとりの児童に寄り添った支援ができる児童生徒支援担当等、加配教員の一層の増員をお願いしたい。

(3) 特別支援教育コーディネーターの専任加配

尼崎市では、特別支援学級在籍児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加の一途をたどる中、支援内容も多様化している。そうした中、関係機関との連携を図る特別支援教育コーディネーターの役割は、ますます重要となっている。

ところが、指名された特別支援教育コーディネーターは、学級担任等と兼任していることから、関係機関との連携を図る時間の確保が難しく、早期対応、早期支援に支障が生じている。また、尼崎市の特別支援学校では、市内の学校園で唯一専任コーディネーターを1名指名しているが、特別支援教育コーディネーターとして加配されているわけではなく、市立学校園全体の特別支援教育のセンター的機能を十分果たせていない。

義務標準法では特別支援教育コーディネーターが定数に含まれていないが、保護者や関係機関と連携して特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をきめ細やかに行うためには、専任の特別支援教育コーディネーターが必要である。よって、特別支援教育コーディネーターの専任教員が配置されるよう、国へ改善の働き掛けをお願いしたい。

10 朝鮮学校への助成について

<要望事項>

外国人学校振興費補助においては、他の外国人学校に求める基準を同様に朝鮮学校に求めるのではなく、在日朝鮮・韓国人における歴史的経緯に鑑みて、同質にとられず、民族教育を希望する者の「選択の自由」が確保できるよう、学校存続のための特段の配慮を行うこと。

<説 明>

〔本市の取組内容〕

朝鮮学校については、法的に各種学校の扱いであるため、私立学校と同等の補助が受けられないことに加え、県からの「外国人学校振興費補助」の教育充実分の交付基準を満たさないとして、現在では、他の外国人学校の2分の1相当の補助しか受けられていない。

また、朝鮮学校への新規入学者も年々減少傾向にあり、慢性的に運営難が続いており、朝鮮学校に在学する児童・生徒の保護者等の寄付金に頼らざるを得ず、学校の存続が危ぶまれる状況にある。

尼崎市では、歴史的な経緯に加え、市内にある朝鮮初中級学校が義務教育課程に相当する教育を行っていることや、我が国が批准している「児童の権利に関する条約」第28条「こどもの教育を受ける権利」及び「国際人権規約（社会権規約）」第13条「教育を受ける権利」において、こどもの学習機会が保障されていること等を勘案し、保護者の負担軽減及び民族教育を希望する者の「選択の自由」を支援することを目的として、市内在住の児童生徒の保護者に対し、補助金を支給している。

〔県への依頼事項〕

こうした中で、昨年度の県政要望においては、「日本で生まれ日本で育った朝鮮学校の生徒が、偏見や差別に苦しむことで、将来の進路に支障となることがないように、学習機会の均等を図るとともに、朝鮮学校においても、国際標準または日本標準の学習環境や効果的な教育を提供する取組を進めることを指導している。今後とも、外国人児童生徒等の教育機会の確保と教育効果の観点を踏まえ、支援を行っていく。」との回答が示された。また、「兵庫県外国人児童生徒にかかわる教育指針」においては、「同質にとられがちな日本の社会において、外国人児童生徒が母国の文化や言語にふれる機会が少ないことなどにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況がみられ」、「とりわけ在日韓国・朝鮮人児童生徒の中には、今なお残存している民族的偏見や差別などが要因となって」、結果として「外国人児童生徒が将来の進路に展望を持ちにくい状況もみられる」ことから、「母国の文化や言語にふれる学習機会の提供に努めることが大切である」と明記されている。

こうしたことから、「外国人学校振興費補助」においては、その他の外国人学校に求める基準を同様に朝鮮学校に求めるのではなく、在日朝鮮・韓国人における歴史的経

緯に鑑みて、同質にとらわれず、民族教育を希望する者の「選択の自由」が確保できるよう、学校存続のための特段の支援をお願いしたい。

尼崎市 秘書室 政策秘書担当

〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎南館2階

電 話 番 号 06-6489-6474

E メ ー ル ama-seisakuhisyo@city.amagasaki.hyogo.jp